

子ども・子育て新システムについて

平成23年7月
基本制度ワーキングチーム

本資料は、これまで基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、子ども指針(仮称)ワーキングチームに提出された主たる資料を基に整理したものである。今後、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行う。

目次

子ども・子育て新システムの全体像

- ・市町村、都道府県、国の役割
- ・給付設計
- ・幼保一体化
- ・子ども・子育て支援事業(仮称)
- ・社会的養護・障害児に対する支援
- ・子ども・子育て包括交付金(仮称)
- ・子ども・子育て会議(仮称)
- ・費用負担
- ・その他

子ども・子育て新システムの全体像

基本的考え方

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。
子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。
子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築
東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

急速な少子化の進行

結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資
結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現
すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

子ども・子育て支援が質・量ともに不足
子育ての孤立感と負担感の増加



すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.13%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）

深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足
「小1の壁」
M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

子育て支援の制度・財源の縦割り
地域の実情に応じた提供対策が不十分



成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
子ども・子育て会議（仮称）の設置
潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

すべての子ども・子育て家庭への支援
（子ども手当、地域子育て支援など）

幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）

- ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
- ・ 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）



- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

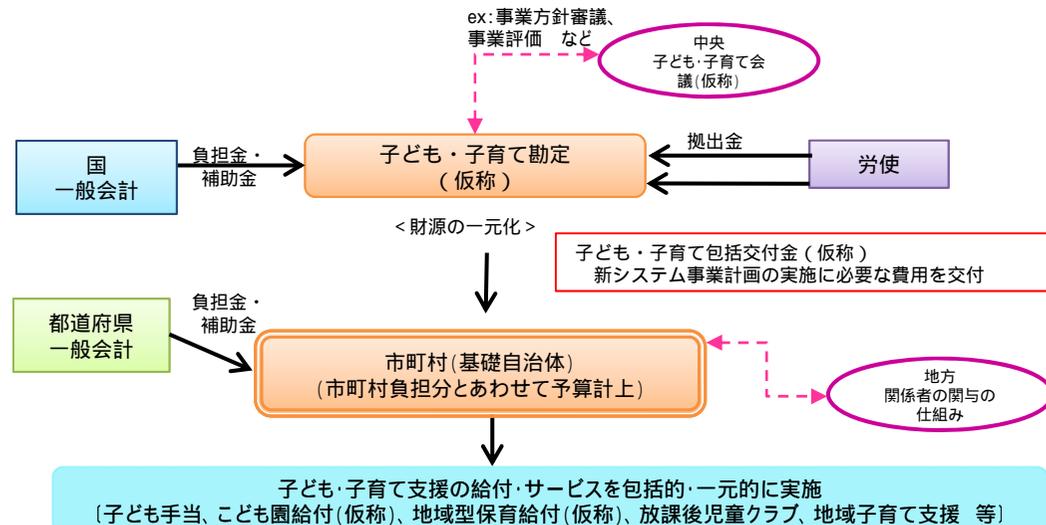
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

子ども・子育て会議（仮称）の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



基本制度案要綱に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討。

・市町村、都道府県、国の役割

基礎自治体(市町村)を実施主体とし、都道府県・国が市町村を重層的に支える

市町村 = 新システムの実施主体

市町村は新システムの実施主体としての役割を担い、そのために必要な以下の権限と責務を法律上位置づける。

子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
質の確保された給付・事業の提供
給付・事業の確実な利用の支援
事業の費用・給付の支払い
計画的な提供体制の確保・基盤整備

市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」(仮称)策定。本計画をもとに、給付・事業を実施。

- ・「市町村新システム事業計画」(仮称)の策定及び記載事項を法定

【市町村新システム事業計画(仮称)の記載事項(更に検討を行う)】：5年ごとに計画を策定

目標値の設定	見込量確保のための方策
圏域の設定	・ こども園(仮称)
需要量の見込み	・ 地域型保育(仮称)
・ 幼児期の学校教育の需要	・ 地域子育て支援事業(仮称)
・ 保育の需要	・ 放課後児童クラブ 等
・ 地域子育て支援の需要	幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
・ 放課後児童クラブの需要 等	育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
	都道府県が行う事業との連携方策

- ・ 市町村新システム事業計画(仮称)の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組み(例：地方版の子ども・子育て会議(仮称)など)について検討する。

都道府県

都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。

「都道府県新システム事業支援計画」（仮称）に基づき、市町村を支援。

- ・ 「都道府県新システム事業支援計画」（仮称）の策定及び記載事項を法定

【都道府県新システム事業支援計画（仮称）の記載事項（更に検討を行う）】

市町村の業務に関する広域調整	社会的養護に係る事業
幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策	障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
指定施設・事業者に係る情報の開示	
人材の確保・資質向上	
都道府県が指定権限を有する給付類型（こども園（仮称））に係る事業	市町村が行う事業との連携方策を盛り込むことが必要
大都市特例等は今後検討（市町村主体を含む）	

- ・ 都道府県新システム事業支援計画（仮称）の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組み（例：地方版子ども・子育て会議（仮称）など）について検討する。

国

国は、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、制度の根幹に関する必要な措置を講ずる。

（例）新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付、基本指針（仮称）の策定等

- ・ 国の「基本指針」（仮称）の策定及び記載事項を法律上明記

【国の基本指針（仮称）の記載事項（更に検討を行う）】

子ども・子育てに関する理念（こども指針（仮称））	需要を見込むに当たり、参酌すべき標準
提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項	・ 目標値の設定
・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策	・ 需要の見込み量
・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携	・ 見込み量確保のための方策
・ 指定施設・事業者に係る情報の開示	
・ 人材の確保・資質の向上 等	など

- ・ 国の子ども・子育て会議（仮称）の審議を経て策定

こども指針(仮称)について

こども指針(仮称)については、家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者を対象として、子どもに関する理念及び子育てに関する理念を示すものとし、国が策定する「基本指針」(仮称)の中に位置づける。

こども指針(仮称)を踏まえ、こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領を法的拘束力をもつものとして策定する。

こども指針(仮称)

子ども・子育てに関する理念

- ・対象: 家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者
- ・子どもに関する理念(どんな子どもや大人に育てほしいか、子どもを大切にする社会、子どもの権利の保障、乳幼児期の重要性等)
- ・子育てに関する理念(乳幼児期の教育の意義及び役割、家庭の意義及び役割、施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性、子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性、家庭・地域・施設等の連携の重要性等)



こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領

幼稚園
学校教育法
幼稚園
教育要領

移行の
推進
(2)

総合施設(仮称)

総合施設法(仮称)
〔
総合施設
保育要領
(仮称)(1)
〕

移行の
推進
(2)

保育所
児童福祉法
保育所
保育指針

客観的基準を
満たした
その他の施設

多様な保育事業
〔
小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等
〕

(1) 総合施設保育要領(仮称)の具体的な内容等については、今後更に検討。

(2) 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設(仮称)への移行を政策的に誘導する。保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後に全て総合施設(仮称)に移行する。

子ども・子育て新システムの具体的な制度設計に当たっては、地域主権改革の観点を踏まえ、また、実施主体である市町村及びそれを支援する都道府県と十分調整しながら、以下の点について、今後、更に検討を行う。

- 1 事業計画の策定など地方公共団体の実施する施策についての国の関与のあり方
- 2 国が定める基準と地域の実情に応じるための地方公共団体の裁量との関係
- 3 指定制における指定や総合施設(仮称)の認可等の主体のあり方
- 4 都道府県の具体的な役割やその財源措置のあり方

. 給付設計

給付設計の全体像

子ども手当(現金)

地域子育て支援事業(仮称)

- ()都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。
- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

妊婦健診

出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

将来の検討課題

こども園給付(仮称)

- こども園(仮称)
- ・ 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

地域型保育給付(仮称)

- ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

延長保育事業、病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

- 給付の確実な保障 = 市町村による認定
市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約
市町村が適切な施設・事業の確実な利用を支援
利用者補助方式と法定代理受領を基本とした現物給付
公定価格を基本としつつ、低所得者への配慮など一定の条件の下での上乗せ徴収
当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

多様な事業主体の参入による基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入
(多様な給付・事業類型ごとの基準)
イコルフットィング
- ・ 株式会社等に係る給付への減価償却費の算入等
撤退規制、情報開示等の制度化
客観的基準による質の確保

市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

【参考：給付と事業の区分】

子ども・子育て支援給付(仮称) (個人に対する給付として実施するもの)

子ども手当

こども園給付(仮称)

こども園(仮称)

： 総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園(仮称)として指定

地域型保育給付(仮称)

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

将来の検討課題

子ども・子育て支援事業(仮称) (市町村の事業として実施するもの)

地域子育て支援事業(仮称)

()都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等(対象事業の範囲は法定)

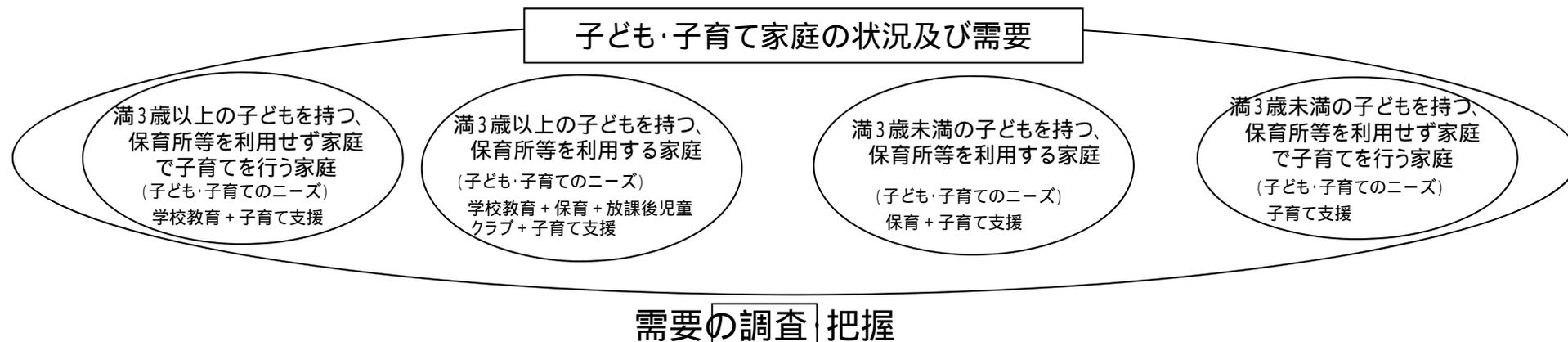
延長保育事業、病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

妊婦健診

市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



市町村新システム事業計画(仮称)

計画的な整備

子ども・子育て支援給付(仮称)

こども園(仮称) = 指定により、こども園給付(仮称)の対象

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者等
指定により、地域型保育給付(仮称)の対象

(こども園給付(仮称)・地域型保育給付(仮称)は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

子ども・子育て支援事業(仮称)

地域子育て支援事業

(地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等)
対象事業の範囲は法定

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

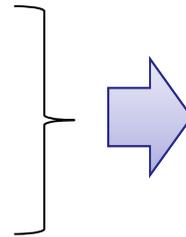
子ども・子育て支援給付（仮称）

子ども手当（個人への現金給付）



別途検討

こども園給付（仮称）



・幼保一体化 参照

地域型保育給付（仮称）

多様な事業類型を設け、それぞれの特性に応じた指定類型、基準を設定。
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題。

出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題。